

議案番号	件名	要旨
議 第137号 農政課	松江市八雲子供等自然環境知識習得施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	松江市八雲子供等自然環境知識習得施設の利用者に、適正かつ応分の負担を求め、利用料金基準額を改正するもの。 料金改定案件

備考			
改正内容			
松江市八雲子供等自然環境知識習得施設の利用料金基準額及び利用1回当たりの利用料金上限額を次のとおり増額するもの。			
施設名称	単位	改正後	改正前
厨房(食工房)	1時間当たり	670円	520円
交流室	1時間当たり	670円	520円
		改正後	改正前
	利用1回当たりの利用料金上限額	16,080円	12,480円
施行期日			
令和7年4月1日			